

第1章 介護予防総論

1 介護予防の定義と意義

(1) 介護予防とは

介護予防とは、「要介護状態の発声をできる限り高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」と定義されます。

介護保険法第4条（国民の努力及び義務）において、「国民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めると共に、要介護状態となった場合に置いても進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」と規定されています。

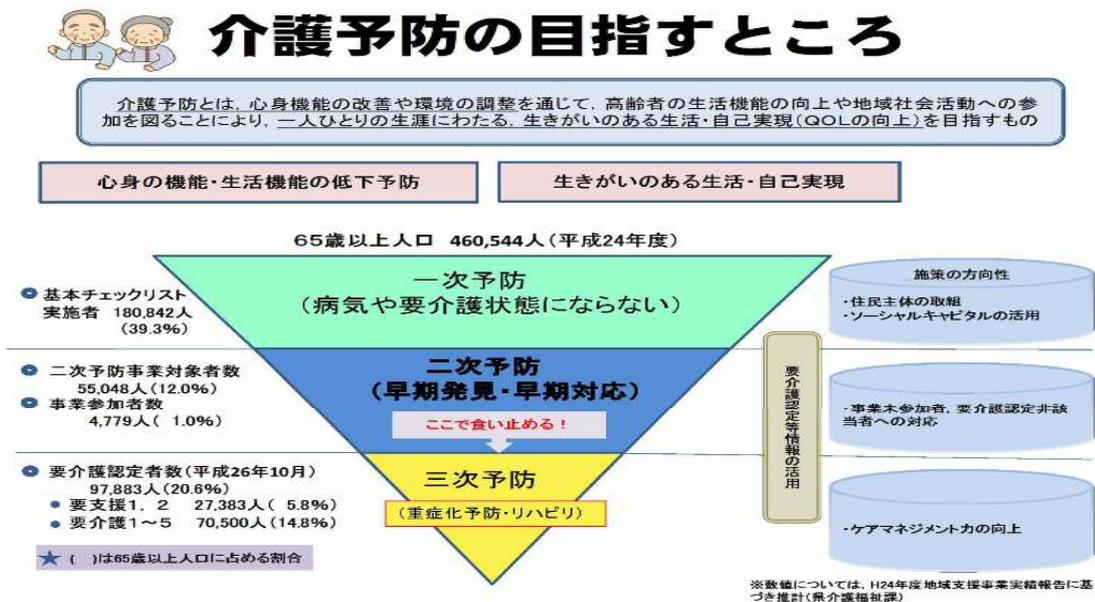
比較的若い時期からの疾病（生活習慣病）予防と同様に、高齢期には日々の生活を自立して暮らすための介護予防の取組が重要となります。

一方、高齢者は、様々な基礎疾患を有していることも多く、身体状況が変化しやすいことから、その心身の状況に応じ住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが、喫緊の課題となっています。

(2) 介護予防が目指すもの

介護予防は、単に運動機能や栄養状態など、特定の機能や状態の改善を目指すものではなく、心身機能全体の改善を通じて、高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としており、個々の高齢者の生活や役割の向上を通じて、生きがいや自己実現を図ることにより、生活の質、いわゆるQOLを向上するものです。

図表 1-1



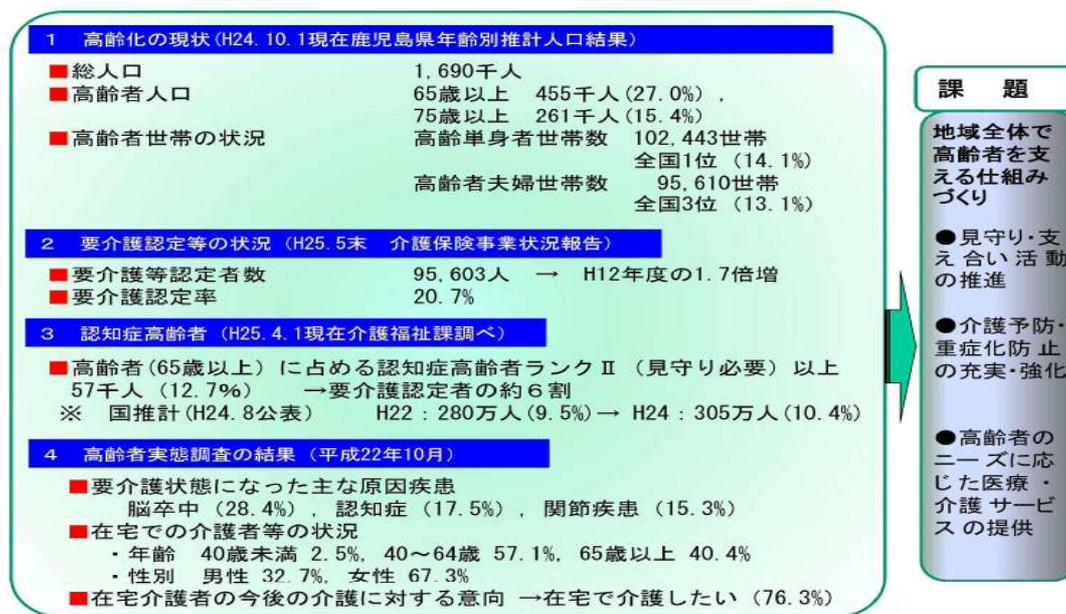
(3) 本県の介護の現状と課題

本県の65歳以上の要介護認定者は、平成25年5月末現在で約9万6千人で、介護保険制度開始時の1.7倍、要介護認定率は20.7%となっています。

また、単身世帯・高齢夫婦世帯も増加しており、県の平成22年度高齢者実態調査によると、介護者の約4割が65歳以上のいわゆる老々介護となっています。

このような現状から、地域全体で高齢者を支える仕組みづくり（「地域包括ケアシステム」）が必要であり、介護予防・重症化防止の充実・強化は重要な課題の一つです。

図表1-2 本県の介護の現状と課題



図表1-3 本県と全国の要介護認定率の推移



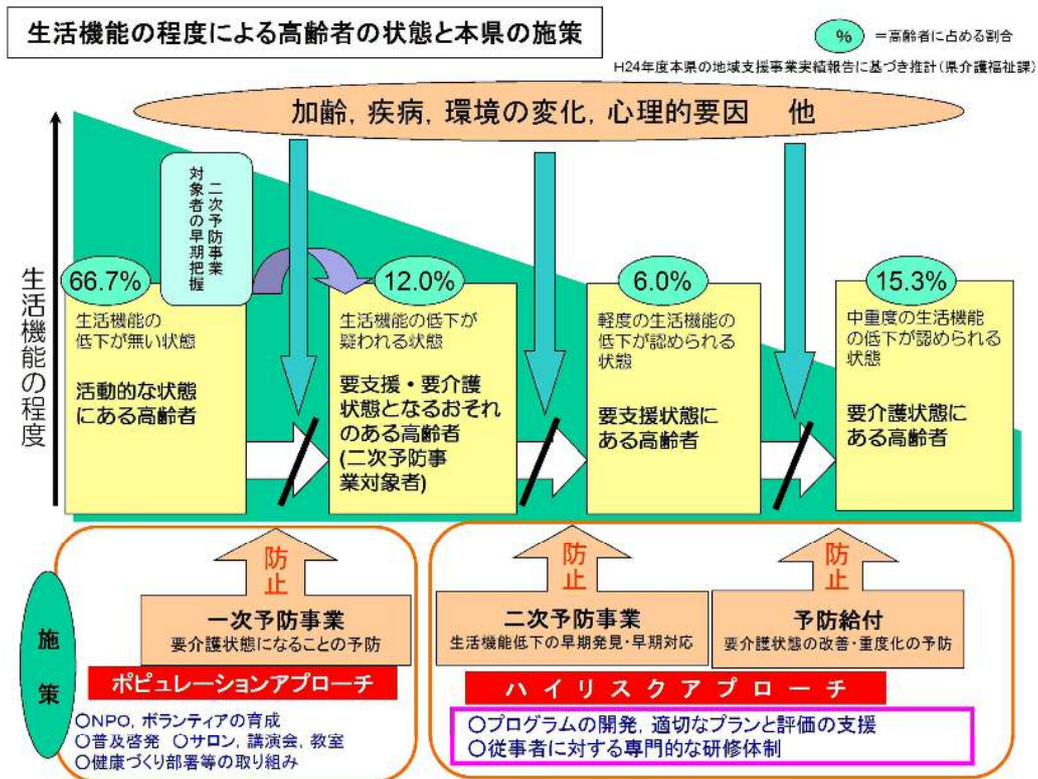
※H24度末及びH25.5については、介護保険事業状況報告月報(暫定版)より

介護予防は、高齢者が自ら進んで健康づくり事業や介護予防の活動に継続的に参加し、自分らしい生活を維持できるようにする必要があります。そのためには、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とつながりを通して活動が広がるような地域づくりが必要です。

2 介護予防事業及び予防給付における介護予防サービスの概要

介護予防サービスには、一次予防事業、二次予防事業、予防給付サービスがあります。

図表 1-4



(1) 一次予防事業の種類と内容

一次予防事業とは、65歳以上の高齢者を対象とし、健康教育、健康相談等の取組を通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業です。

種 類	想定される内容
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等の人材育成のための研修を行う。 ・地域活動組織を育成・支援する。 ・二次予防事業修了者の活動の場を提供する。 ・介護予防に資する地域活動を実施する。
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的知識に関するパンフレットを作成・配付する。 ・有識者等による講演会・相談会を開催する。 ・運動教室等の介護予防教室等を開催する。 ・各対象者の介護予防の実施を記録する媒体を配布する。
一次予防事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画で定めた目標値の達成状況等を検証する。 ・評価結果に基づいて事業の実施方法等を改善する

(2) 二次予防事業の種類と内容

二次予防事業とは、要介護状態・要支援状態となるおそれの高い65歳以上の者を対象として、介護予防に向けた取組を通じて、一人ひとりのいきがいや自己実現のための取組を支援し、活動的でいきがいのある人生を送ることができるように支援する事業です。

種 類	想定される内容
対象者把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストを実施して二次予防事業の対象者を決定する。 ・必要に応じて検査等を行う。
通所型介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の通所により、介護予防に資するプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。
訪問型介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・歯科衛生士等が対象者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、その上で必要な相談・指導ほか必要なプログラムを行う。通所型介護予防事業につなげていく。
二次予防事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画で定めた目標値の達成状況等を検証する。 ・評価結果に基づいて事業の実施方法等を改善する。

(3) 予防給付サービスの種類と内容

予防給付サービスとは、要介護状態が軽度である要支援1・2の該当者に対して、要支援状態がそれ以上悪化しないように、または、改善するように支援するサービスです。

種 類	想定される内容
通所系サービス	介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護 等
訪問系サービス	介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護 等
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護等

(参考資料)

● 予防給付の見直しと地域支援事業の充実について

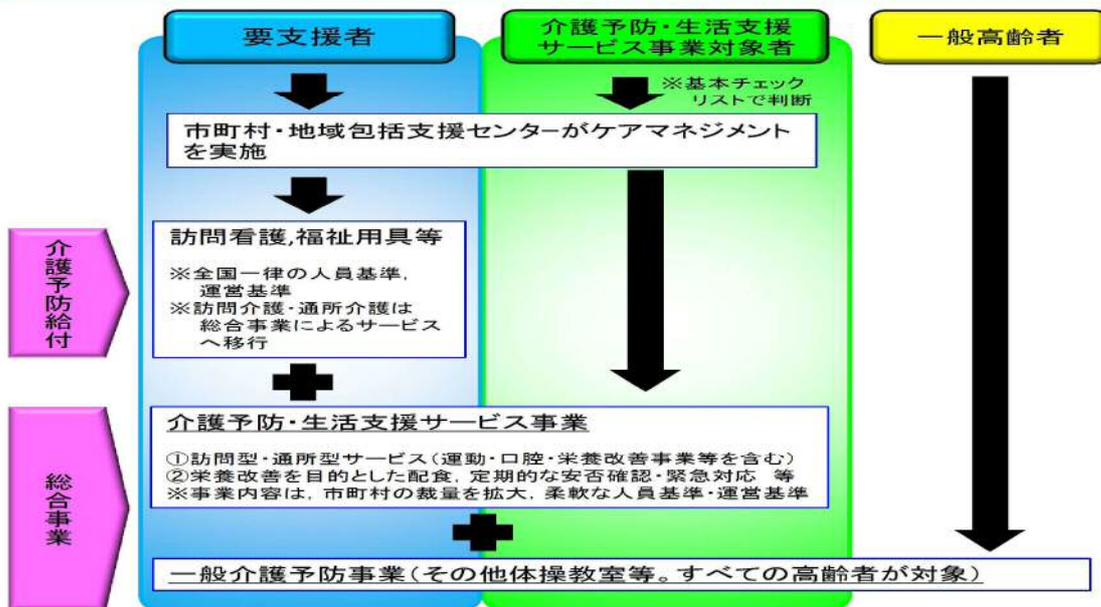
現在、社会保障審議会介護保険部会の場において、以下のような内容で検討が進められています。

見直しの概要

- 地域支援事業の枠組みの中で、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を発展的に見直し、新しい総合事業として、すべての市町村で平成29年4月までに実施
- 多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末)
- その他のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、予防給付によるサービス利用を継続

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

- すべての市町村が29年4月までに「総合事業」を開始
(総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成)
→ 訪問介護、通所介護は総合事業のサービスにすべて移行(平成29年度)
(訪問介護、通所介護以外のサービスは予防給付によるサービス利用)
※ 介護予防・日常生活支援総合事業は平成24年度から開始している。
- 要支援者は、ケアマネジメントを行い、総合事業によるサービス(訪問型・通所型サービス等)と、予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつ、サービス利用。
- 総合事業のみ利用する場合は要支援認定は不要。基本チェックリストで判断を行う。



3 介護予防に係る二次予防事業について

(1) 介護予防に係る二次予防事業の流れ

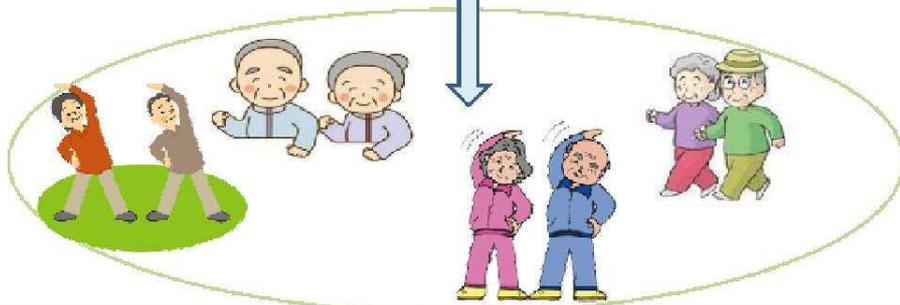
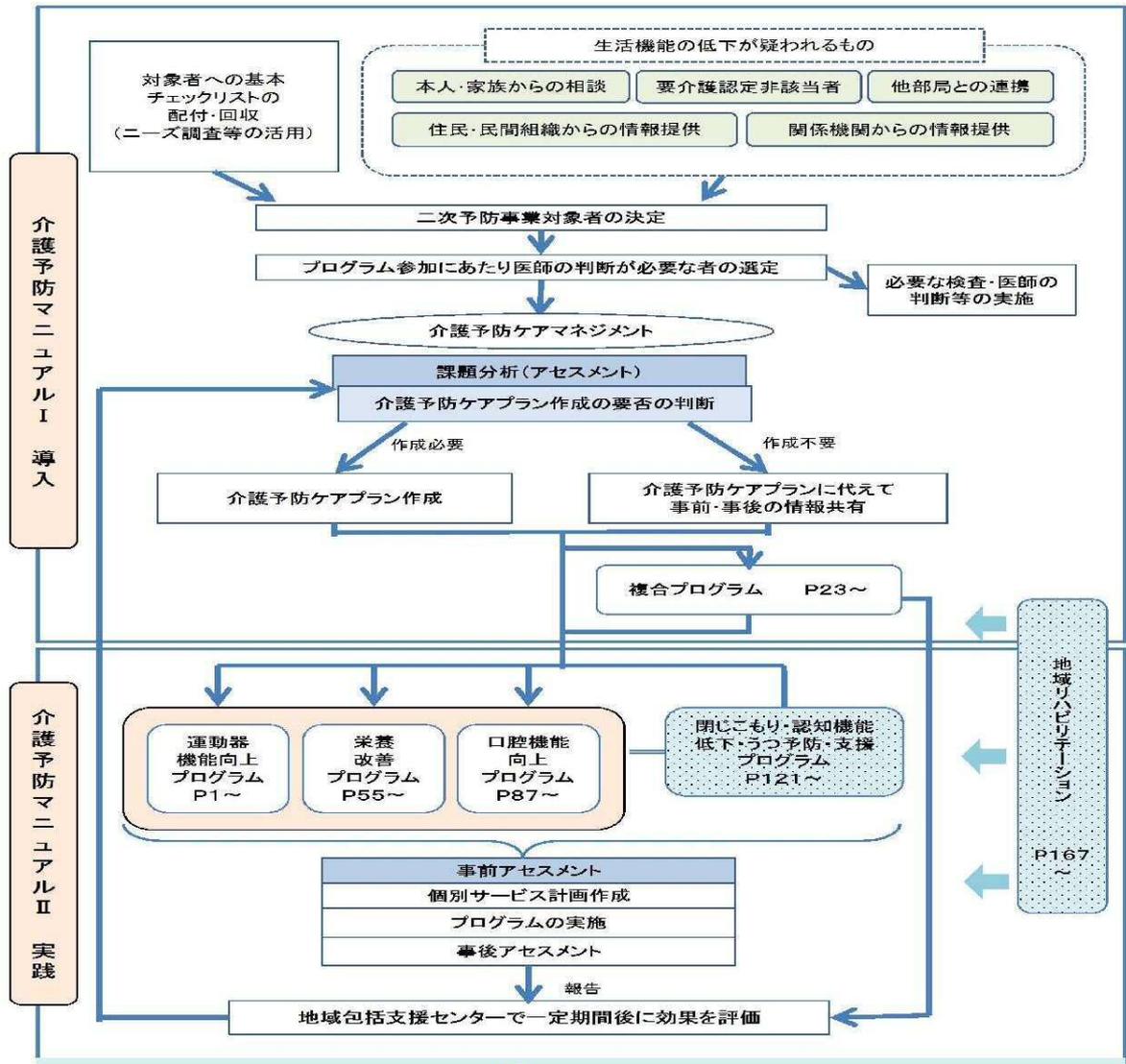
要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者に対し、介護予防事業を実施し、対象者の心身の機能や生活機能を高めるとともに、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。

今回のマニュアルには、従来の「運動器機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」「口腔機能向上プログラム」「閉じこもり・認知機能低下・うつ予防・支援プログラム」に、「複合プログラム」を追加しました。

事業実施後は事後アセスメントを行い、専門職による継続支援が必要な対象者は二次予防事業の継続、また、状態が改善した対象者はその状態が維持されるよう、一次予防事業や地域で行われている健康づくりや介護予防活動へつなぐなど、対象者が主体的に介護予防活動に取り組めるよう支援することが必要です。

介護予防に係る二次予防事業の流れは、次のとおりです。

図表 1-5 介護予防に係る二次予防事業の流れ



地域で行われる健康づくり・介護予防活動



【県介護福祉課作成】

(2) 二次予防事業の対象者把握について

ア 対象者の定義

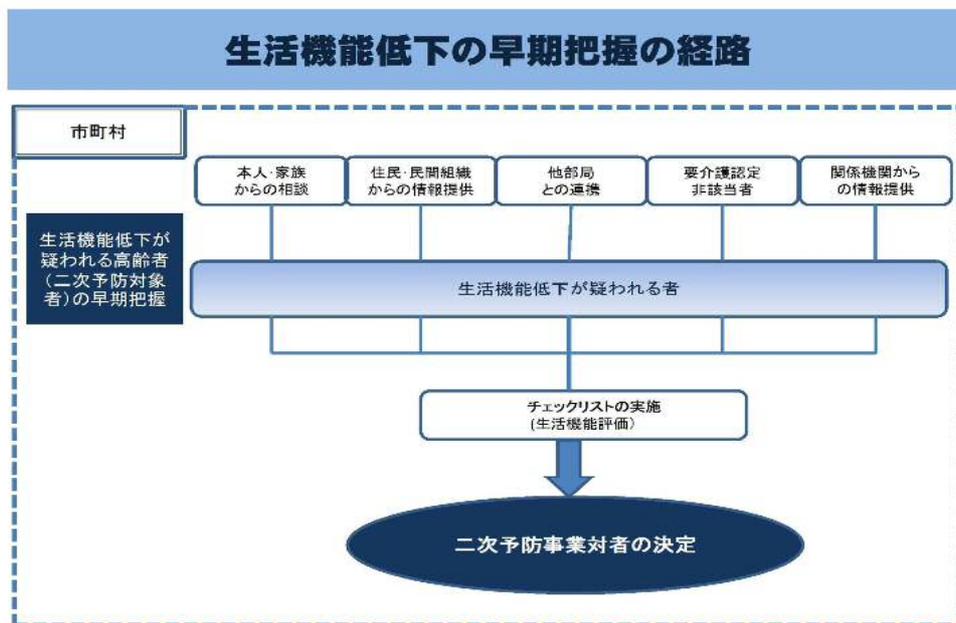
二次予防事業対象者とは、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者です。

イ 二次予防事業対象者把握の方法等

二次予防事業の対象者は、心身の健康状態の悪化や生活機能の低下などを抱えているため、日常生活が不活発となり、生活範囲も狭く、機能改善や介護予防に対する意欲も低下していることも考えられます。

したがって、地域における様々なルートを通じて対象者を把握する必要があります。市町村が二次予防事業の対象者として決定されるまでの流れは次のようになります。

図表 1-6 二次予防事業対象者の把握の流れ



【県介護福祉課作成】

ウ 基本チェックリストについて

二次予防事業の対象者は、基本チェックリストにより決定されます。(様式1)

基本チェックリストとは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票です。

No.1～5までは手段的日常生活活動(社会生活を営む上で基本となる行為)、No.6～10までは運動機能、No.11と12は栄養、No.13～15までは口腔機能、No.16と17は閉じこもり、No.18～20までは認知機能、No.21～25まではうつ・閉じこもりについてそれぞれ評価するものです。

次の①から④までのいずれかに該当する者を、要介護状態等となる恐れの高い状態にあると認められる者として、二次予防事業の対象者とします。

基本チェックリスト

総論一様式 1

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5未満の場合に該当とする。

二次予防事業対象者の基準

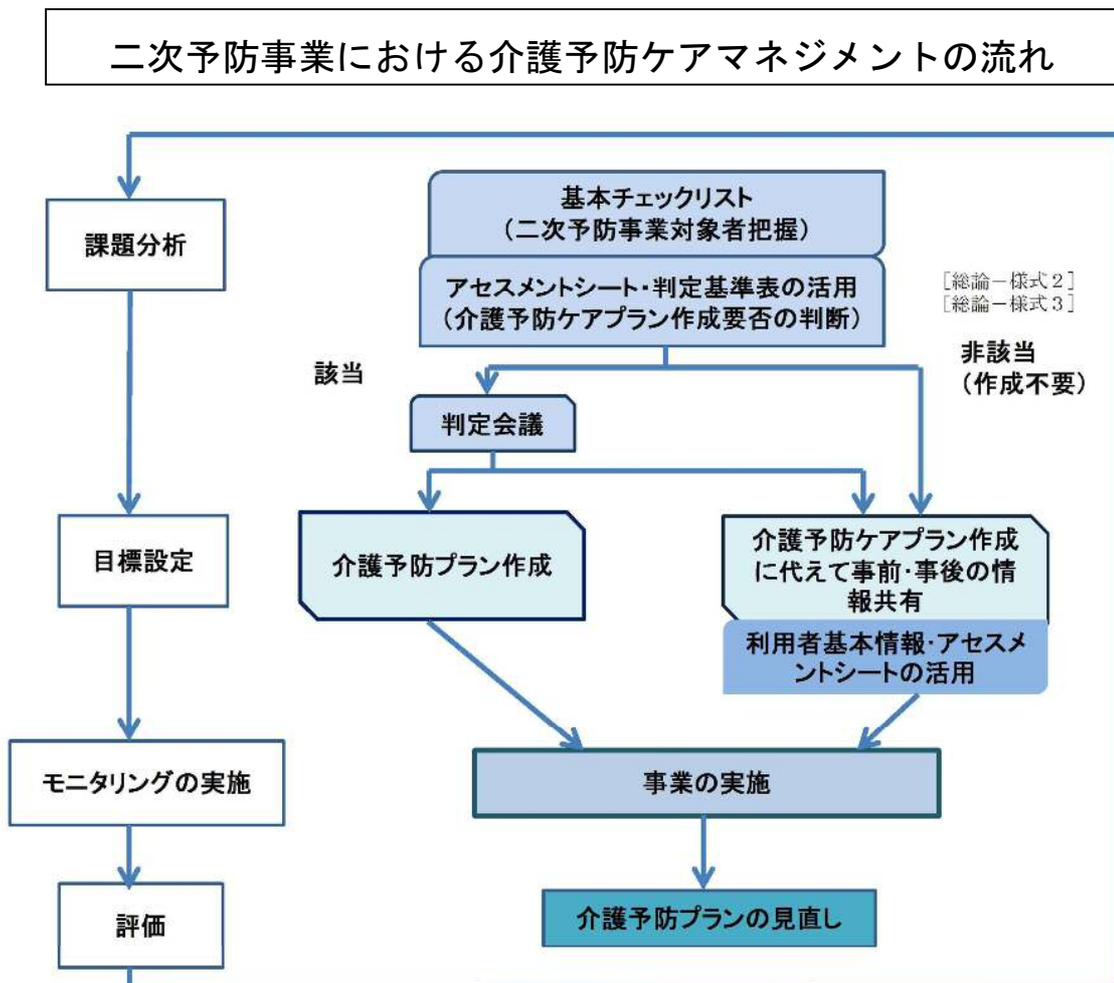
- ① No. 1～20までの20項目のうち10項目以上に該当する者
- ② No. 6～10までの5項目のうち3項目以上に該当する者
- ③ No. 11及びNo. 12の2項目すべてに該当する者
- ④ No. 13～15までの3項目のうち2項目以上に該当する者

(3) 二次予防事業の介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、サービス利用後の生活をわかりやすくイメージできるよう具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、対象者自らの選択に基づき、セルフケアや地域の公共サービス、介護予防事業等が包括的に効果的に実施されるよう必要な援助を行うものです。

二次予防事業における介護予防ケアマネジメントの流れは、以下のとおりです。

図表 1-7



アセスメントシート

		申請日	年	月	日	合計			
		氏名							

基本項目	主生活支援者氏名	続柄	年齢	健康状態		居所		勤務	支援者なし 健康状態悪い or 市外居住	1.0 1.0 0.5	小計
				普通	悪く	市内	市外	有	無		
	食生活支援者氏名	続柄	年齢	健康状態		居所		勤務	支援者なし 健康状態悪い or 市外居住	1.0 1.0 0.5	
				普通	悪く	市内	市外	有	無		

保健 社会 活動	① この1年、市の健康教室等へ参加していますか	1 はい	2 いいえ	すべて2の 場合:0.5
	② この1年、公民館・婦人会・老人クラブ活動等に参加していますか	1 はい	2 いいえ	
	③ この1年、趣味や各種教室に参加していますか	1 はい	2 いいえ	

移動	① 日用品を買う店まで	1 徒歩	2 セニアカー	3 自家用車	4 バイク 自転車	5 バス・JR	6 タクシー又は他の人に頼む	①の6:0.5
	② 病院等に行くときは	1 徒歩	2 セニアカー	3 自家用車	4 バイク 自転車	5 バス・JR	6 タクシー又は他の人に頼む	

生活 スタイル	① 1日誰と過ごすことが多いか	1 家族	2 友人・知人	3 ほとんど一人	3が少なく とも1つ: 0.5	小計
	② 1週間に外出する頻度(通院以外)	1 3回以上	2 1~2回	3 あまり外出しない		
	③ 1週間に親戚・友人が来る頻度	1 3回以上	2 1~2回	3 あまり来ない		
	④ 歩行 : 物につかまって歩いたり、杖を使用したりしていますか	1 はい	2 いいえ	1:0.5		
	⑤ 食事の準備 : 毎日、調理が自分でできていますか	1 はい	2 いいえ	2:0.5		
	⑥ 買い物 : 生活に必要なものを自分で買いに行けますか	1 はい	2 いいえ	2:0.5		

精神 面	① 身の回りの乱れや汚れを気にしなくなりましたか	1 はい	2 いいえ	①~⑤のうち 1~2個 該当 0.5 3個以上 該当 1.0
	② 外出や食事の準備が難しくなりましたか	1 はい	2 いいえ	
	③ 金銭管理(日々の支払い行為等を含む)が難しくなってきましたか	1 はい	2 いいえ	
	④ 情緒が不安定になることが増えてきましたか	1 はい	2 いいえ	小計
	⑤ 一人きりになる(している)ことが不安ですか	1 はい	2 いいえ	

食に 関する 情報	① 食事回数	食/日	1食:0.5		
	② 食料品の入手方法	スーパー等	移動販売	配達	その他()
	③ 買物	家族()	1 できる (回/)	2:0.5	
		その他()	2 できない a 就労 b 他に要介護者あり c 家が遠い d その他()		
	④ 調理	家族()	1 できる (回/)	小計	
		その他()	2 できない a 就労 b 他に要介護者あり c 家が遠い d その他()		
		3 今のところ必要ない	2:0.5		

その他特記すべき事項			
------------	--	--	--

判定基準表

分類	判定対象項目		摘 要	加 点	得点
基本項目	世帯状況	利用者基本情報 「家族構成」	独 65～79 歳	0.5	
			居 80 歳以上	1.0	
			高齢者のみ(合算 140 歳以上)	0.5	
			要介護者との同居世帯	0.5	
	主生活支援者	アセスメントシート「主生活支援者」	有で市外居住者 無(有で健康状態の悪い援助者も含む)	0.5 1.0	
食生活支援者	アセスメントシート「食生活支援者」	有で市外居住者 無(有で健康状態の悪い援助者も含む)	0.5 1.0		
障害高齢者の日常生活自立度	利用者基本情報「日常生活自立度」	J2 以上	0.5		
	利用者基本情報「日常生活自立度」	IIa 以上	0.5		
身体状況	外出・家事への影響のある疾患(大分類)	利用者基本情報「現病歴と経過」	1～2 個	0.5	
			3 個以上	1.0	
	体重	基本チェックリスト 質問 11 および 12	BMI が「やせ」または「高肥満」 体重の増減が 2～3kg 以上あるもの	0.5	
保健・社会活動	すべての項目	アセスメントシート「保健・社会活動」①～③	すべて「2. いいえ」チェック	0.5	
移動手段	日用品	アセスメントシート「移動」①	6 にチェック	0.5	
生活スタイル	一日で推と過ごす時間が 多い	アセスメントシート「生活スタイル」①	「3. ほとんど一人」に チェック	どれか1つ にチェック	0.5
	一週間に外出する頻度 (通院以外)	アセスメントシート「生活スタイル」②	「3. あまり外出しない」に チェック		
	一週間に親戚・友人が来る 頻度	アセスメントシート「生活スタイル」③	「3. あまり来ない」に チェック		
	歩行	アセスメントシート「生活スタイル」④	「1. はい」にチェック	0.5	
	食事の準備	アセスメントシート「生活スタイル」⑤	「2. いいえ」にチェック	0.5	
	買い物	アセスメントシート「生活スタイル」⑥	「2. いいえ」にチェック	0.5	
精神	①から⑤まで	アセスメントシート「精神面」①～⑤	1～2 個 3 個以上	0.5 1.0	
	②または③	アセスメントシート「精神面」②及び③	②または③にチェック	0.5	
	食事回数	アセスメントシート「食に関する情報」①	食事回数 1食/日	0.5	
食関連 情報	家族等支 援状況	買い物	アセスメントシート「食に関する情報」③	2 にチェック	0.5
		調理	アセスメントシート「食に関する情報」④	2 にチェック	0.5
※上記項目については、利用者基本情報、基本チェックリスト及びアセスメントシートを基に加点するものとする。			(a)アセスメントシートの合計		
			(b)その他の項目の合計		

判定会議 加算	疾患症状加算	判定会議	判定加算	0.5	
	特記事項からの加算		判定加算	0.5	
			(c)判定会議の合計		

【 判定基準 】

介護予防ケアプランが必要な者の判定基準は、通所型介護予防事業 6.5 以上とするが、判定会議において、最終的にケアプランの必要性を判断する。

総計(a)+(b)+(c)

4 二次予防事業終了後について

二次予防事業終了後、事業実施者は対象者の事後アセスメントを行い、専門職による継続支援が必要な対象者は二次予防事業の継続、また、状態が改善した対象者はその状態が維持されるよう、一次予防事業や地域で行われている健康づくりや介護予防活動へつなぐなど、対象者が主体的に介護予防活動に取り組めるよう支援することが必要です。

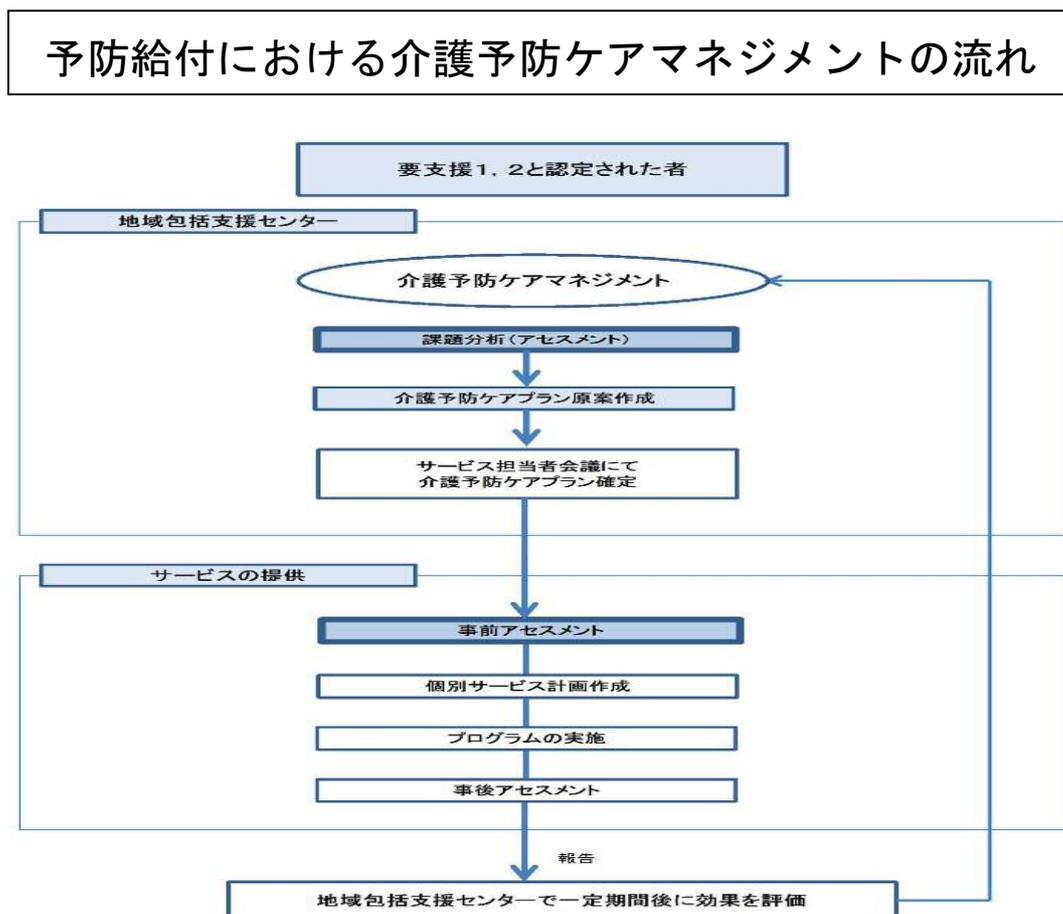
二次予防事業終了後の対象者が、地域の通いの場で主体的に介護予防活動に取り組めるよう、市町村や事業実施者は、事業運営の中で対象者に役割を持ってもらうなど対象者の主体性を引き出す視点を持ち、事業終了後の地域での生活を見据えた支援が重要です。

5 予防給付の介護予防ケアマネジメント

予防給付は、要支援者に対し、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）による介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防サービス事業者によるサービスが提供され、一定期間を経過後に介護予防支援事業者（地域包括支援センター）による効果の評価が行われます。

介護予防に係る予防給付の流れは次のようになります。

図表 1－8

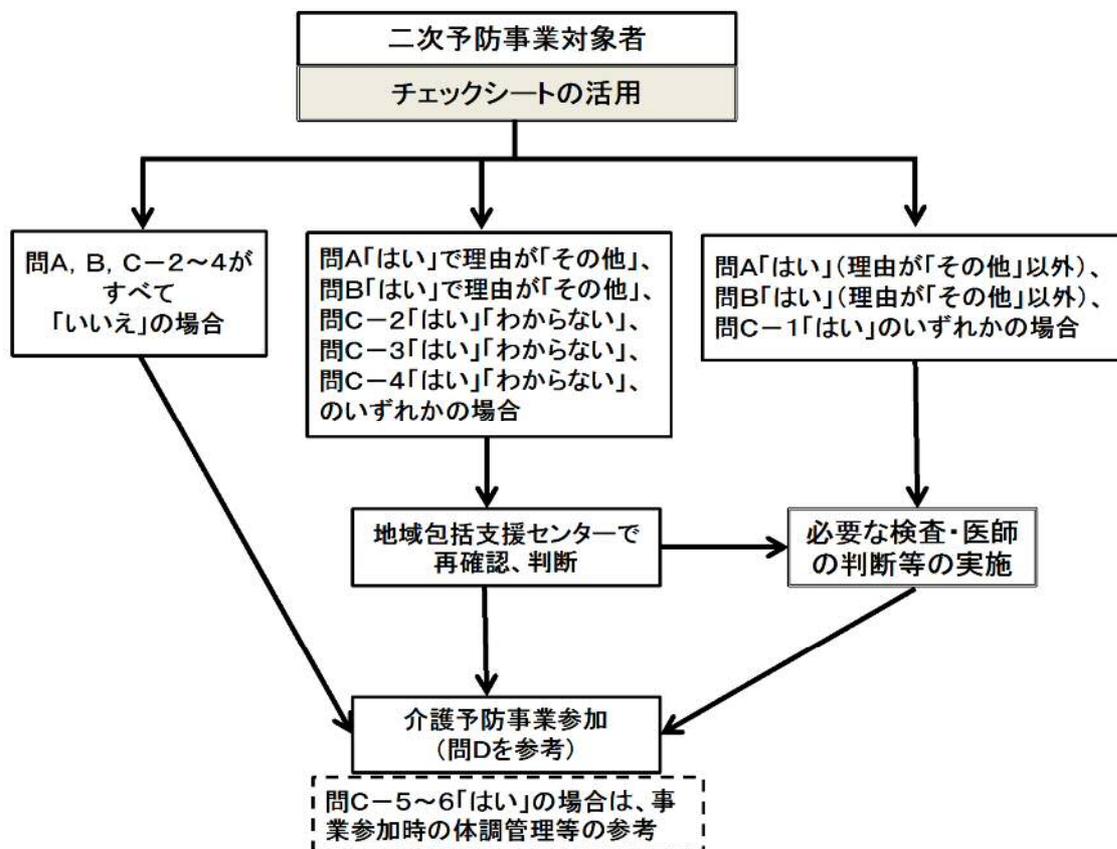


6 医師の判断を求める場合の基準

地域支援事業実施要綱の改正により、二次予防事業対象者の選定については、基本チェックリストの実施によって決定できることとなったが、特に運動器関連プログラムの参加にあたって、管理すべき疾患がある者等については、医師の判断が必要と考えられる。

プログラムは個別サービス計画に基づいて行わなければならない。また、心臓疾患や骨折等の傷病を有している者については、運動器の関連のプログラムの参加の適否について医師の判断を求める必要がある。

図表 1-9 プログラム参加に係るチェックシートを活用した医師の判断を求める対象者把握の流れ



7 安全への配慮について

(1) 安全管理について

ア 介護予防事業及び予防給付における介護予防サービス（以下、「介護予防サービス」という。）を、効果的かつ安全に実施するためには、施設・設備・人員・運営において、必要な体制がとられていることが不可欠です。

介護予防サービスは、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象とすることから、個々の心身の状態を十分に把握し、状態に応じたプランの作成及びプログラムの実施、また医療機関との連携等、特に安全管理において十分な体制を整える必要があります。

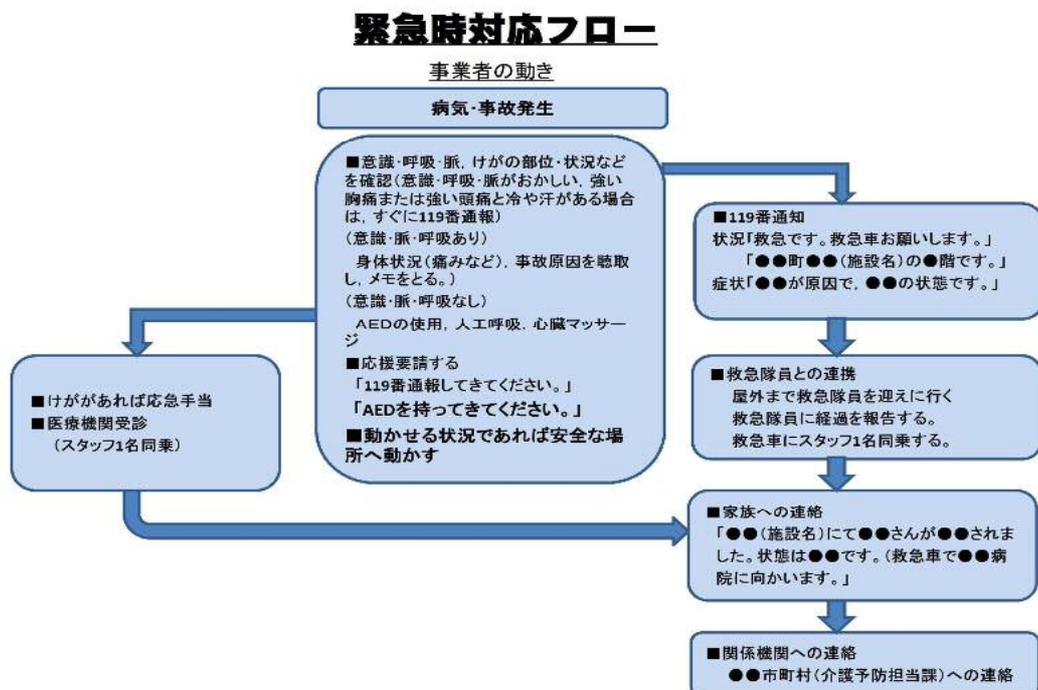
イ 介護予防サービスは、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者に対して集団で事業を実施することから、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を講ずるとともに、感染症発症時には迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

ウ 事故等発生時の対応について

(ア) 事業者の動き

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じることが必要であり、介護保険事業者の場合、指定基準に緊急時の対応が規定されています。

図表 1 - 1 0

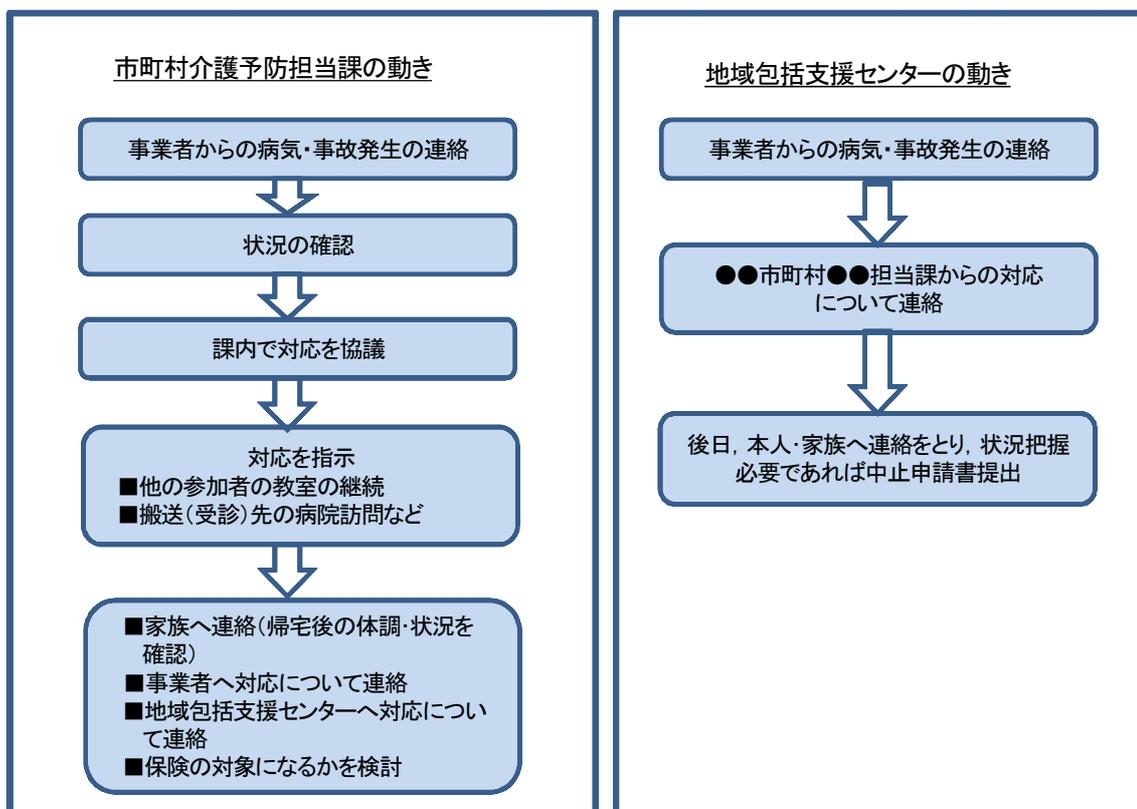


(イ) 行政の動き

市町村並びに地域包括支援センターにおいては、万一の事故に備え、あらかじめ事業者からの連絡方法や緊急時の対応手順を明文化しておくことが重要です。また、AED 等が設置されている場合には、その使い方の訓練（実施担当者等を対象）を行っておくことも大切です。

図表 1 - 1 1

緊急時対応フロー



8 介護予防事業等の事業評価

介護予防事業は、事業評価を行うことも事業の中に含まれており、評価結果に基づき、事業の実施方法等の改善を図ることが求められています。

事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を設定します。

- ・ プロセス指標 : 事業を効果的・効率的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する指標
- ・ アウトプット指標 : 事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する指標
- ・ アウトカム指標 : 事業成果の目標に関する指標

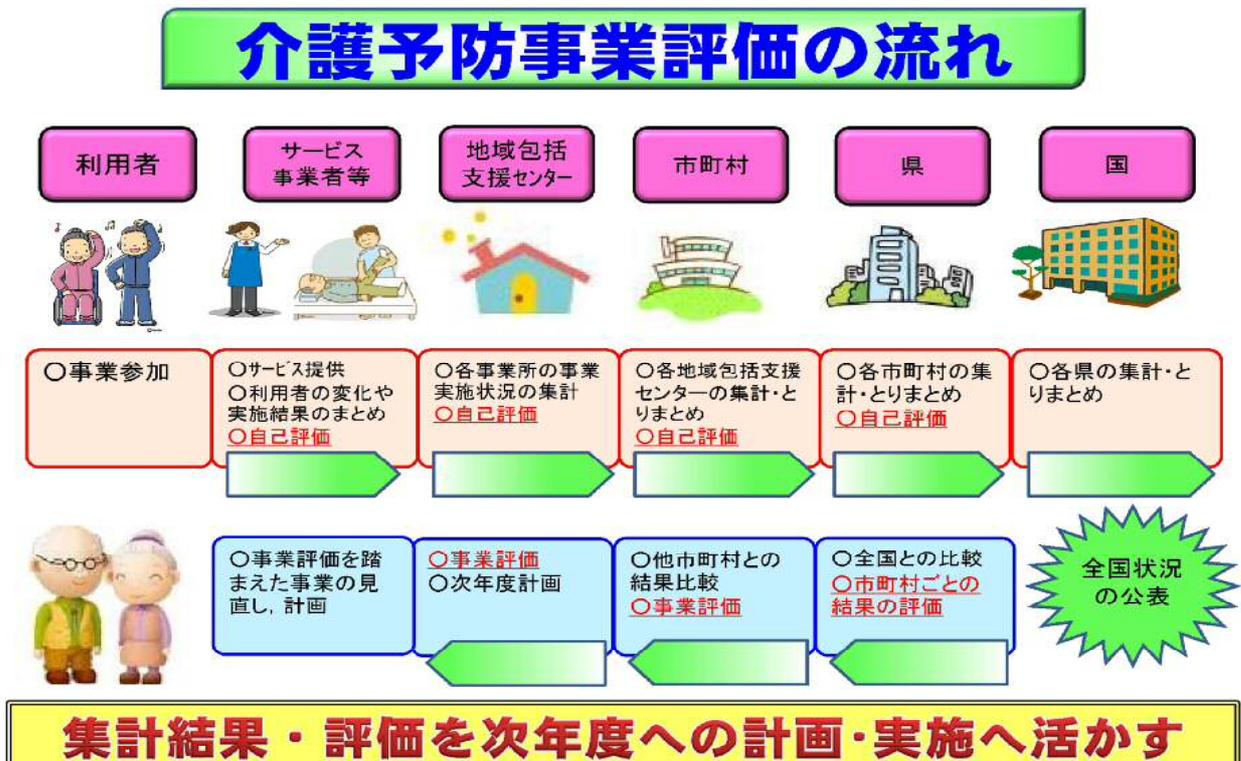
(1) 介護予防事業等評価の流れ

ア サービス事業所等は、概ね3ヶ月から6ヶ月程度の事業の提供及び評価（個別評価と事業評価）を実施し、事業終了後1ヶ月以内に集団と個別データを地域包括支援センターに報告します。

イ 地域包括支援センターは、サービス事業所等から報告を受け、ケアプランの評価を行い、集団のデータは年度分をまとめ、実施次年度4月末までに市町村に報告します。

ウ 市町村は、地域包括支援センターからの報告分をまとめ、6月末までに管轄する地域振興局・支庁を経由して県に報告します。

図表 1-12



(2) 一次予防事業の評価指標

・ プロセス評価

以下の5項目について、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価します。

- ア 介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
- イ 介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- ウ 介護予防事業を推進するに当たり、介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
- エ ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催しているか。
- オ 地域活動組織の求めに応じて、担当職員の派遣、活動の場の提供等の支援を行っているか。

・ アウトプット・アウトカム指標

一次予防事業については、市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから、事業内容等に応じて、市町村において適宜指標を設定し、アウトプット及びアウトカムの評価を行う。

【指標の例】

- ア 介護予防講演会、相談会等の開催回数・参加者数
- イ 介護予防に関するイベント等の開催回数
- ウ ボランティア育成のための研修会の開催回数・参加者延数
- エ 地域活動組織への支援・協力等の実施回数
- オ 当該年度に新規に創設された地域活動組織数

(3) 二次予防事業の評価指標

・ プロセス評価

以下の10項目について、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価します。

- ア 二次予防事業対象者を適切に把握・選定するため、複数の把握経路を確保しているか。
- イ 二次予防事業対象者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ、当該二次予防事業対象者に対する事業の実施状況等について情報還元を行っているか。
- ウ 事業の企画・実施・評価に住民が参画しているか。
- エ 事業の実施状況を把握しているか。
- オ 事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
- カ 事業に実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。

- キ 事業に関する苦情や事故を把握しているか。
- ク 事業の効果を分析する体制が確立しているか。
- ケ 関係機関（地域包括支援センター、医療機関、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法、活用方法に関する取り決めをしているか。
- コ 二次予防事業対象者の個人情報共有されることについて、対象者に十分な説明を行い、同意を得ているか。

・ **アウトプット指標**

指 標	評 価 方 法
ア 介護予防ケアマネジメント実施件数 (実施率)	年度末に年間の介護予防マネジメントの実施状況を集計し、実施予定件数及び実施件数により二次予防事業対象者の把握状況を評価する。 (実施率＝実施件数÷実施予定件数)
イ 事業実施回数 (実施率)	年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し、実施予定回数及び実施回数により実施状況を評価する。 (実施率＝実施回数÷実施予定回数) 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施プログラム別に集計する事が望ましい。
ウ 事業参加者数 (実施率)	年度末に年間の各種事業の状況を集計し、事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況を評価する。 (実施率＝参加者数÷参加予定者数) 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施プログラム別に集計する事が望ましい。

・ **アウトカム指標**

指 標	評 価 方 法
ア 新規認定申請者数	年度末に年間の新規認定申請者数を集計・分析する。介護予防事業の効果を直接反映する指標ではないが、前年比や年次推移等のデータを介護予防事業の効果に活用する。
イ 新規認定者数 (要介護度別)	年度末に年間の新規認定者数を集計し、要介護度別の新規認定者数の前年比、年次推移等のデータにより、介護予防事業の効果を評価する。
ウ 要支援1、要支援2、要介護1の人数	年度末時点の要支援1、要支援2、要介護1の人数を集計し、介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合）での人数との比較。検証により、介護予防事業の効果を評価する。
エ 介護予防事業参加者からの新規認定者数	年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し、その率（介護予防事業参加者からの新規認定者数÷介護予防事業参加者数）により、介護予防事業の効果を評価する。

オ 主観的健康感	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。
カ 基本チェックリストの点数	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の基本チェックリストの点数の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に点数が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。

(4) 予防給付の効果と評価

要支援者が一定期間のプログラムを終了した後、介護予防支援事業者により効果が評価されます。介護予防ケアマネジメントにより設定された目標（生活機能の改善・利用者の望む生活の実現）が、達成されたかどうか評価し、それに基づいてケアプランや介護予防サービス計画を見直します。

(5) 介護予防事業・地域支援事業実施状況調査（国への報告）

国は、（3）二次予防事業の評価指標の考え方にに基づき、下記様式等で事業実施の翌年に報告を求め、その結果をとりまとめて公表しています。

Ⅶ 二次予防事業・一次予防事業評価事業

1. 二次予防事業・一次予防事業評価事業の実施状況

二次予防事業評価事業	実施の有無	
	有	無
プロセス指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
アウトプット指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
アウトカム指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
一次予防事業評価事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
プロセス指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
アウトプット指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
アウトカム指標による評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

アウトカム指標による評価の実施について、「有」と回答した場合の具体的な評価指標についてご報告ください。（複数回答可）

① 二次予防事業評価事業（実施しているものを全て選択）

二次予防事業実施率（実施回数÷実施予定回数）
二次予防事業参加率（参加者数÷参加予定者数）
新規認定申請者数
要介護認定率
二次予防事業で改善した者のうち一次予防事業・住民活動につなげた人数
介護保険事業計画に記載している自然体での人数との比較・検証
介護予防事業参加者からの新規認定者数とその率（新規認定者数÷介護予防事業参加者数）
主観的健康感
基本チェックリストの点数の変化
費用対効果（介護給付費、医療費等）
その他 <input type="checkbox"/> 具体的に記載 <input type="checkbox"/>

② 一次予防事業評価事業（実施しているものを全て選択）

新規認定申請者数
要介護認定率
二次予防事業での改善者のうち、一次予防事業・住民活動への参加者数
介護保険事業計画に記載している自然体での人数との比較・検証
介護予防事業参加者からの新規認定者数とその率（新規認定者数÷介護予防事業参加者数）
主観的健康感
基本チェックリストの点数の変化
費用対効果（介護給付費、医療費等）
その他 <input type="checkbox"/> 具体的に記載 <input type="checkbox"/>

参考文献

・介護予防マニュアル改訂版：厚生労働省：

http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/dl/tp0501-1_1.pdf

・鹿児島県介護予防マニュアル～自立支援のために～：鹿児島県：

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/yobou/manual/index.html>